

市第13号議案 横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正

＜改正理由及び概要＞

国における育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の改正により、民間事業主に対して子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講じることが義務付けられます。また、国家公務員についても、人事院規則の改正により各省庁の長等に同様の措置が義務づけられます。

これらに合わせて、本市においても仕事と育児のさらなる両立支援を図るため、横浜市一般職職員の休暇に関する条例について所要の改正を行います。

1 改正内容

仕事と育児の両立のため、任命権者（企業局を除く）が講ずべき措置等を新設します。

(1) 妊娠又は出産等の申出をした職員に対する措置（第5条の3第1項）

- ア 出生時両立支援制度等を当該職員に知らせること
- イ 制度の請求等に係る職員の意向を確認すること
- ウ 子の出生以後に発生が予想される両立の支障となる事情の改善に資する事項について、職員の意向を確認すること

(2) 3歳に満たない子を養育する職員に対する措置（第5条の3第2項）

- ア 育児期両立支援制度等を当該職員に知らせること
- イ 制度の請求等に係る職員の意向を確認すること
- ウ 今後発生が予想される両立の支障となる事情の改善に資する事項について、職員の意向を確認すること

(3) (1)ウ及び(2)ウにより職員の意向を確認した事項に対し、配慮しなければならないこと

2 施行期日

令和7年10月1日